

## 若年世代を対象としたゼロカーボン北海道普及啓発事業委託業務処理要領（案）

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が、〇〇〇〇（以下「受託者」という。）に委託する「若年世代を対象としたゼロカーボン北海道普及啓発事業委託業務」を円滑かつ効率的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 1 委託業務の名称

若年世代を対象としたゼロカーボン北海道普及啓発事業委託業務

### 2 委託業務の趣旨及び目的

道では、2050年までのゼロカーボン北海道実現に向けた中期目標として、2030年度までに温室効果ガス排出量を48%削減(2013年度比)することを掲げ、幅広い世代に対して、行動変容を促すための取組を推進してきているが、昨年度実施した調査における中期目標の認知度は4割程度に留まり、特に10～20代の認知度は2割程度しかない状況である。

このため、特に2030年以降の北海道の主軸を担う若年層を対象に、ゼロカーボン北海道に関する理解醸成と行動変容を促すため、ゼロカーボンに関する学習資材を作成するとともにWEBを活用した効率的な普及啓発を実施する。

### 3 委託業務の内容

受託者は次に掲げる業務を行うこと。なお、実施に当たっては、視聴数等の実績値（アウトプット）だけではなく、実施した結果の効果（アウトカム）が図られるような適切な指標を設定すること。

#### (1) 教材動画の作成

令和4年度に作成した動画「ゼロカーボンと私たちの未来」(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/tot/zcwebdouga.html>)の内容も踏まえ、主に高等学校の授業で活用することを想定した動画を作成すること。(15分程度1本を想定。)※成果品の著作権は道に帰属すること。

#### ア 撮影

動画構成に基づき、動画の作成に必要な映像の撮影を行うこと。

なお、動画構成は別途、道と協議の上決定することとするが、内容は概ね次のとおりとすること。

- (ア) ゼロカーボン北海道の理解を深め、行動変容につなげることができること。
- (イ) ゼロカーボンを学ぶ生徒と学びを導く教師をサポートすることができること。
- (ウ) 一方的な講義形式ではなく、視聴後に生徒が主体的に考え、議論する機会を作ることができること。

#### イ 編集

撮影した映像について、加工、編集、テロップ挿入等の編集作業にかかるすべての業務を行うこと。

編集に関する具体的な内容は、道と協議の上決定する。データ形式はMP4とし、規格はHD解像度を主とすること。

#### ウ 利用手順説明資料の作成

作成した教材動画の概要や、タイムスケジュールなどを示した説明資料を作成すること。

#### エ 公表

教育機関への周知を行うなど、動画の活用を促すための効果的なPR活動を実施すること。

#### (2) 啓発動画の作成

効果的な普及啓発を集中的に実施するため、若年世代を対象とした啓発動画を作成・配信すること。

ア 啓発動画の作成

ゼロカーボン北海道に関する理解促進と、行動変容の促進を図るために効果的な動画を1本以上作成すること。

作成に当たっては、道が所有するイラストや写真、映像、資料等だけではなく、第三者が権利を有する素材（著名人、インフルエンサー、キャラクター、音楽等）も活用するなど、web 広告の特性も踏まえた上で若年世代の興味を引く工夫を行うこと。※成果品の著作権は道に帰属すること。

なお、配信媒体に応じた形式変換（縦／横）やサイズ変更等の加工・編集も行うこと。

イ web 広告の実施

上記アで作成する動画を若年世代に周知するため、効果的な広報媒体を単独又は複数を組み合わせて、広告を実施すること。

なお、使用する広告については、Facebook、Instagram、X（旧 Twitter）、YouTube などの SNS 広告や、Google、Yahoo! のディスプレイ広告など、効果的な媒体・手法を提案し、道と協議の上決定すること。

また、セグメンテーションとターゲティングを設定するほか、広告実施に当たり記事投稿など運用に必要な作業が生じる場合は、適宜、実施すること。

なお、各媒体の目標クリック数は以下のとおりとする。

媒体	1 か月当たりクリック数
Yahoo! JAPAN	2, 181 回
Google	1, 025 回
Facebook・Instagram	526 回
X（旧 Twitter）	1, 538 回
YouTube	140 回

※新たにアカウントを作成する場合は、契約期間終了後の適切なアカウント管理方法や処理方法等を示すこと。

ウ 出稿回数等

(ア) 出稿回数

契約期間中、各種媒体合わせて6～9 回程度。

(イ) 出稿期間

1 回1 媒体につき、1 週間～2 週間程度。

(ウ) 誘導先

ゼロカーボン北海道 YouTube チャンネル（上記アで作成した動画を掲載）

エ 広告の効果測定

各界の出稿期間終了後、広告の効果測定結果（実施した広告ごとにインプレッション、リーチ数、クリック数（率）、シェア、いいね数、再生数、フォロワー数、コメント数・内容等のレポート）を報告すること。

また、実施した広告測定結果の検証・分析を行い、併せて報告するとともに、次回の広告に活かすこと。

オ その他

上記イ以外の媒体で、ゼロカーボン北海道に資する内容・取組を発信する独自提案がある場合（マスメディアを活用した広告、SP 広告など）は、道と協議の上実施すること。

(3) その他

定期的に道との打合せを実施するとともに、議事録を作成の上、実施後7日以内に道へ提出すること。

#### 4 業務処理に当たっての留意事項

- (1) ゼロカーボン及び教育に関する有識者及び団体との協力体制、連携体制を構築すること。
- (2) 業務の目的を達成するための最適な事業計画を立て、業務の進行管理を適切に行うこと。

#### 5 成果品の提出

- (1) 上記3の業務の実施に基づき、次のとおり提出すること。

成果品	提出方法	提出期限
①教材動画	電子媒体 (DVD-R) 各1部	令和6年(2024年)3月29日(金)
②啓発動画		
③報告書	電子媒体 (CD-R) 各1部 紙媒体 2部	
④教材動画利用手順説明資料		

- (2) データは再編集可能な形態で提出すること。
- (3) 原データは参考資料として巻末に含めること。

#### 6 提出書類

- (1) 契約締結後、受託者が契約書第4条及び第6条に基づき提出する書類は次のとおりとする。
  - ・業務処理計画書 (別記第1号様式)
  - ・業務処理責任者 (管理技術者) 等選定通知書 (別記第2号様式)
- (2) 受託者が契約書第11条に基づき委託業務完了後に提出する実績報告書等は、次のとおりとする。
  - ・実績報告書 (別記第3号様式)
- (3) 受託者が契約書第13条に基づき前金払請求の際に提出する書類は次のとおりとする。
  - ・委託料前金払請求書 (別記第4号様式)

#### 7 その他

この要領に定めがない事項については、必要に応じ、委託者と受託者が協議の上定める。